

社会福祉法人昭和村社会福祉協議会 福祉車両貸出事業取扱要綱

(目的)

第1条 この事業は、一般の交通手段を利用することが困難な身体障害者や65歳以上の高齢者で寝たきりの人や車いすを利用している人が外出するときに家族等が安心して運転をし、負担の軽減と高齢者並びに重度身体障害者等の福祉の向上を図ることを目的とする。

(対象者及び運転者)

第2条 この事業の対象者は、つぎの各号に該当する者とする。ただし、この要件に該当しない者であっても、特に会長が必要と認めた場合は対象とすることができる。

(1) 昭和村に居住していること

(2) 身体障害者手帳の交付を受けた人で、障害程度が1級及び2級のうち、一般の交通手段が困難な身体障害者

(3) 65歳以上の高齢者で、身体の様子が介護、介助なしで移動することが困難と認められる人又は車いすを利用している者

2 福祉車両を運転する者は対象者の親族とする。

(対象活動)

第3条 対象となる活動は、対象者の通院、入退院、入退所、社会参加活動及び娯楽等を目的としたものとする。ただし、営利活動、宗教活動、反社会的勢力活動及び関係法令に抵触するものは対象外とする。

(対象車両)

第4条 この事業の貸出車両は本会所有の車両とする。

(利用料)

第5条 利用料は無料とする。ただし、燃料費（ガソリン代）及び維持費は利用者負担とする。

(燃料費)

走行距離	10kmまで	20kmまで	30kmまで	40kmまで
金額	150円	300円	450円	600円

なお、40km以上は10kmを越えるごとに150円を加算する。

維持費は250円とする。

(貸出期間、時間及び返却)

第6条 貸し出し期間は利用車両の業務に支障のない日の原則1日とする。ただし、車両の利用状況により1日以上及び3日以内の間、貸し出しすることができる。

2 貸出時間は午前8時30分から午後5時15分までとする。

3 返却の時間も前項の時間内とする。

(貸出の申請)

第7条 第4条に規定する車両の貸出を希望する者は、別記福祉車両貸出申請書を会長に提出しなければならない。

(賠償責任等)

第8条 利用者の利用中の事故及び利用者の過失による故障等は利用者の負担とする。ただし、所有者が加入する保険を協議のうえ適用させることができるが運転者の過失による補償は利用者負担とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるほか、問題が生じた場合には両者が協議のうえ対応するものとする。

附 則 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成14年10月8日から施行する。

附 則 この要綱は、平成15年1月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。